

令和2年9月2日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

この議案集には、再生紙を使用しています。

目 次

令和2年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第65号	一宮市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の廃止について ……	1頁
議案第66号	一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部改正について ……	3頁
議案第67号	一宮市営住宅条例の一部改正について ……	5頁
議案第68号	水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について ……	7頁
議案第69号	化学消防ポンプ自動車の売買契約の締結について ……	8頁
議案第70号	オンライン学習システム用機器の売買契約の締結について ……	9頁
認定第1号	令和元年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について ……	10頁
認定第2号	令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について ……	11頁
認定第3号	令和元年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について ……	12頁
報告第16号	専決処分の報告について ……	13頁
報告第17号	令和元年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について ……	15頁
報告第18号	令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について ……	17頁
報告第19号	令和元年度愛知県一宮市病院事業会計継続費の精算報告について ……	19頁
報告第20号	令和元年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告 について ……	21頁
報告第21号	令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報 告について ……	22頁
報告第22号	令和元年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告 について ……	23頁

議案第65号

一宮市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例の廃止について

一宮市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市働く婦人の家を廃止するため、本案を提出する。

一宮市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

一宮市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例(平成元年一宮市条例第31号)は、廃止する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設に関する条例(昭和39年一宮市条例第5号)の一部を次のように改正する。
第2条中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第58号までを1号ずつ繰り上げる。
(一宮市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 一宮市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年一宮市条例第32号)の一部を次のように改正する。
別表第1中25の項を削り、26の項を25の項とし、27の項から53の項までを1項ずつ繰り上げる。

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部改正について

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

本市の区域内において事業所の新設又は増設を行う事業者に対する雇用促進奨励金の交付期間を短縮し、及び交付金額を減額し、本市の区域内において事業所の新設を行う事業者に対する固定資産税、都市計画税及び事業所税の課税免除等を廃止し、並びに例規整備を行うため、本案を提出する。

一宮市企業の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

一宮市企業の立地の促進に関する条例(平成14年一宮市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 及び (7) 削除

第2条第7号の2を削る。

第3条第1項中「又は第2号及び第5号若しくは第6号に掲げる奨励措置」を削り、同項第5号及び第6号を削る。

第6条第2項第2号中「愛知県高度先端産業立地促進補助金」を「愛知県21世紀高度先端産業立地補助金」に改める。

第8条中「年額」を削り、「から2年間、」を「に」に改め、同条ただし書中「1年当たり」を削る。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の一宮市企業の立地の促進に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第4条の規定による申請をする事業者に係る奨励措置について適用し、同日前に同条の規定による申請をした事業者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

一宮市営住宅条例の一部改正について

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

青木住宅を廃止するため、本案を提出する。

一宮市営住宅条例の一部を改正する条例

一宮市営住宅条例(平成9年一宮市条例第36号)の一部を次のように改正する。
別表2の表青木住宅の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 台 数 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 48,620,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 岩村 純一

化学消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する化学消防ポンプ自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 化学消防ポンプ自動車
- 2 台 数 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 55,979,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 岩村 純一

オンライン学習システム用機器の売買契約の締結について

次のとおり一宮市立中学校において使用するオンライン学習システム用機器の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 オンライン学習システム用機器
- 2 数 量 (1) ChromeBook 1,000台
(2) 保管用充電キャビネット 25台
- 3 契約方法 指名競争入札
- 4 契約金額 58,707,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市千種区内山二丁目6番22号
株式会社フューチャーイン
常務取締役 岩間 泰大

認定第1号

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

認定第2号

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

認定第3号

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)

1 第1項関係(和解)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 2. 6. 5	令和 2. 4. 24	交通事故	なし	清掃対策課

2 第2項第1号及び第3号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 2. 6. 11	令和 2. 4. 26	車両損傷事故	77,962円	77,962円	公園緑地課
令和 2. 6. 22	令和 2. 5. 14	車両損傷事故	2,503円	2,503円	維持課
令和 2. 6. 24	令和 2. 6. 3	交通事故	148,875円	120,000円	清掃対策課
令和 2. 7. 7	令和 2. 5. 19	交通事故	52,250円	52,250円	消防本部総務課
令和 2. 7. 8	令和 2. 6. 9	交通事故	460,592円	339,955円	道路課
令和 2. 7. 9	令和 2. 6. 23	交通事故	73,700円	73,700円	健康づくり課

報告第17号

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計継続統費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画		実 績		比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳		支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳		年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳	
					企 業 債	一 般 財 源		企 業 債	一 般 財 源		企 業 債	一 般 財 源
I 資本的支出	I 建設改良費	佐 千 原 浄 水 場 第2ポンプ棟築造工事	30	204,100,000	196,500,000	7,600,000	193,725,000	186,715,000	7,010,000	10,375,000	9,785,000	590,000
			元	169,248,000	162,000,000	7,248,000	169,247,880	162,000,000	7,247,880	120	0	120
			計	373,348,000	358,500,000	14,848,000	362,972,880	348,715,000	14,257,880	10,375,120	9,785,000	590,120

報告第18号

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計継続精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体		計画		実績		実績		比較	
				年割額	年割額	左の財源内訳 企業債	左の財源内訳 企業債	支払義務発生額	左の財源内訳 企業債	年割額と支払義務 発生額の差	左の財源内訳 企業債		
特定区域 下水道 公共資本	1 建設改良費	萩原町 か萩原 ほ萩原 布管内 橋工事	30	102,600,000	102,600,000	102,600,000	102,600,000	102,600,000	0	0	0	0	
			元	155,400,000	155,400,000	127,147,320	127,147,320	28,252,680	28,252,680				
			計	258,000,000	258,000,000	229,747,320	229,747,320	28,252,680	28,252,680				

報告第19号

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計継続費の精算報告について

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計継続精算報告書

款	項	事業名	全体計画				実績				比較			
			年度	年割額	左の財源内訳		年度	支払義務発生額	左の財源内訳		年度	年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	その他			企業債	その他			企業債	その他
			29	20,520,000	-	20,520,000	円	20,520,000	円	29	0	-	円	0
			30	10,800,000	-	10,800,000	円	10,800,000	円	30	0	-	円	0
			元	8,720,000	-	8,720,000	円	8,720,000	円	元	0	-	円	0
			計	40,040,000	-	40,040,000	円	40,040,000	円	計	0	-	円	0
1 市民病費	1 院用	医療システム導入の推進のための業務												

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和元年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第21号

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和元年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和元年度	経営健全化基準
	(%)	(%)
資金不足比率	—	20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和元年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和2年9月2日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和元年度	経営健全化基準
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。